

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	新計画の「現状」(案)	新計画の「施策内容」(案)
質の高い生活環境の提供	防災・防犯対策の連携・強化	防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に障害者を地域で支援するための「障害がある方のための防災マニュアル」及び「障害者サポートマニュアル」の周知を行い、防災意識の向上を図っており、見直しとさらなる周知が必要である。 ・障害者及び支援者が市の総合防災訓練に参加するなど、障害者への防災対策を進めており、引き続き参加を呼びかけていく必要がある。 ・災害に応じた福祉避難所(二次避難所)のあり方を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援プラン(全体計画)の周知を図ります。 ・災害時に必要な支援体制として、避難支援プラン(個別計画)の策定を促進します。 ・障害当事者を対象とする「障害がある方のための防災マニュアル」及び支援者向けの「災害時障害者サポートマニュアル」の見直しを行い、周知・活用を図ります。 ・地域における防災訓練等に、障害者及び支援者が積極的に参加できるように、防災意識の高揚を図ります。 ・障害当事者やその家族に対し、災害時の避難等に関する正しい知識の周知に努めます。 ・災害対策基本法に基づく各災害に応じた福祉避難所のあり方を関係機関と検討し、災害時の対応の改善を図ります。
		福祉避難所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正に伴い、福祉避難所の協定内容や避難所の運営方法の検討を進めている。 ・福祉避難所の備蓄品の整備や、緊急連絡用無線機の配備などは完了している。 ・障害特性に応じた機器や食料などの配備も必要である。 ・災害時には、薬や医療的ケアの確保、介助犬の受け入れなど配慮が必要なことがある。 ・避難所等で障害者とのコミュニケーションを円滑に行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正された災害対策基本法に即した福祉避難所となるよう、協定の見直しを進めていきます。 ・障害者が利用しやすく安心して過ごすことができるよう、情報伝達手段の整備や、障害特性に応じた備蓄品の確保を行うなど、福祉避難所の環境を整備します。 ・一般の避難所における「要配慮者スペース」を充実させ、避難しやすい環境を整備します。 ・「福祉避難所運営マニュアル」を見直し、福祉避難所として活用する施設に対して、避難所生活をする障害者等に配慮すべき事項の周知を図ります。 ・災害発生時の避難所等において、コミュニケーションを円滑に行うための情報保障を検討します。 ・個別避難計画等の作成を進め、避難場所の事前確認及び発災時の安否確認を行える環境を整備します。
		防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯に関する講座を受講する障害者が少ない。 ・防犯対策パンフレットについては、文字を大きくしたり簡潔でわかりやすい表現、レイアウトにするなどの工夫を行ったが、引き続き取り組んでいく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯講座における障害者への配慮と周知を図ります。 ・より多くの障害者が活用できるように、防犯パンフレット等について、合理的配慮に努めます。
	福祉サービスの質の向上	福祉関係者の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉施設等の職員を対象に、虐待防止や防犯・防災等に関する研修を実施している。 ・障害者の重度化・高齢化に対応するための、より高度な支援が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉施設等の職員に対して、虐待防止や防犯・防災等に関する研修への参加を幅広く呼びかけ、福祉関係者の資質向上を図ります。 ・福祉関係者の情報交換の場をつくるなど、事業者間の連携強化を図ります。 ・外部研修の情報を提供し、受講を促すことで資質の向上を図ります。
		福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施設等の中には、人材が不足している事業所も多く見られ、適切なサービスの提供に影響が生じる可能性がある。 ・適切な支援を行うため、業務の効率化や環境整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の大学やハローワークと連携するとともに、福祉職場の雇用につながる情報等を広く発信します。 ・市内事業者と連携した就職相談会を開催し、さらなる人材を確保できるように努めます。 ・福祉人材の定着・確保に向け、ICT化やDXなどの導入・活用促進の周知・情報提供を図ります。

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	新計画の「現状」(案)	新計画の「施策内容」(案)
質の高い生活環境の提供	福祉サービスの質の向上	居住施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の高齢化により障害の程度も重度化し、支える家族も高齢化となってきている。 ・重度・重複障害者(児)や医療的ケアが必要な障害者(児)が利用できる居住施設等が不足している。 ・地域社会の中で生活するため、地域と密接につながりを持ち、障害者施策に合致した居住施設等が必要である。 ・障害者施設の認知も含め、施設と地域につながりが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の地域生活を支援するため、需要が高くえ供給が追いついていない重度・重複障害者(児)や医療的ケアが必要な障害者(児)が利用できる居住施設等について、補助金の活用も含め整備推進に努めていきます。 ・障害者施設の整備については、積極的に地域社会とのつながりを図るよう市街化区域での整備を図っていく。 ・市の施策に合致する障害者施設については、市街化調整区域も含め、実施についての検討を進めるとともに、自然環境等を活かした農福連携の他、新たな就労・社会参加の場の確保に努めていく。 ・障害者施設利用者が地域の一員として地域活動に参加することで、地域住民とのつながりや生活の場が広がり、もって、障害者施設の理解促進を図り施設整備を促進する。
	障害者施設整備の充実	共生型サービス事業所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳を超えた障害者の中には、介護保険サービスに移行しても、それまでと同じ事業所で支援を受けたい人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスと介護保険サービスの両方を提供する共生型サービスの提案を事業者所に行い、事業所の整備を図ります。
		療育の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを必要とする幼児の療育の場や訓練の場が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを必要とする障害児のための療育・訓練の場の充実を図ります。